

業 務 仕 様 書

1 目的

国内外における青森県産品のブランドイメージ及び認知度の向上を図る。

2 業務名

新県産品PR用ロゴマーク制作・利用促進業務

3 業務内容

新たなロゴマークを制作し、青森県産品のブランドイメージ及び認知度を高めるPRツールの制作及びPRを下記により実施すること。

(1) ロゴマークの制作

国内外における青森県産品のブランドイメージ及び認知度の向上に資する新たなロゴマークを下記に留意のうえ3案以上制作し、発注者へのプレゼンテーションを実施した上で提出すること。その後、発注者が採用する1案を決定する。

ア ロゴマークの使用対象

(ア) 県産品（商品）デザインへの使用

- a 青森県内で生産（採取、漁獲含む）された農林水産物
- b 青森県内で生産された農林水産物を主原料として使用し製造された加工品
- c 青森県内の事業者が製造した加工品
- d 特色ある青森県内の特産加工品

(イ) 本県「食」関連のPR・販促活動

- a デザインそのものを通じたPR
- b 資材（ポスター、のぼり、半纏等）を通じたPR

イ ロゴマーク制作における条件及び注意事項

- (ア) ロゴマークは、シンボルマーク（図形）とロゴタイプ（文字）を組み合わせた構成とし、それぞれが単独で使用可能なデザインであること。
- (イ) 青森県及び青森県産品の特徴や魅力を表現したデザインであること。
- (ウ) モノクロでの利用が可能なデザインであること。
- (エ) 商品パッケージ、包装資材、チラシ、ポスター、名刺、ステッカー、POP、カタログ、ウェブサイト、SNS、のぼり旗など様々な場面で活用するため、実用性が高く、縮小した場合であっても視認性の高いデザインであること。
- (オ) デザインは模倣等のないオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
- (カ) 海外においても発信力のあるデザインとし、各国文化において誤解を招く恐れがないこと。
- (キ) ユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) ロゴマーク使用マニュアルの制作

ロゴマークの使用にあたってのルールを定めたマニュアルを制作すること。

なお、マニュアルの内容には、下記の項目をはじめ、発注者との協議により定めた内容を含めることとする。

- ア ロゴマーク表示色の指定（CMYK値）（カラー・モノクロ含む）
- イ シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ
- ウ ネガティブ（反転）表示パターン
- エ 余白（アイソレーションエリア）の設定
- オ 表示色と背景色の関係
- カ 最小使用サイズの設定
- キ 禁止事項の設定

(3) ロゴマークのデザインを使用したPRツールの制作及び配布

青森県産品及びロゴマークの認知度向上及び普及拡大に資するPRツールを下記により制作すること。

ア 制作物及び数量（想定）

制作物	仕様（想定）	数量
ポスター大	B2 サイズ、片面カラー印刷	300
ポスター小	A4 サイズ、片面カラー印刷	300
ステッカー	40mm丸	15,000
のぼり旗	H1, 800mm×W450mm 防炎加工込み	400
卓上ミニのぼり	H300mm×W100mm 台座等含むキット納品	400
法被		50
腰幕	W1, 800mm×D450 又は 600mm	50
バックボード	H2, 290mm×W3, 695mm	2
紙袋	W280mm×D80mm×H340mm	7,000

イ 配布先（想定）

制作物	配布先及び数量	
	県内（全域）	県外（東京都内）
ポスター大	50箇所×1枚 1箇所（県庁納品）×200枚	50箇所×1枚
ポスター小	50箇所×1枚 1箇所（県庁納品）×200枚	50箇所×1枚
ステッカー	50箇所×20枚 1箇所（県庁納品）×13,000枚	50箇所×20枚
のぼり旗	50箇所×2枚	50箇所×2枚

	1 箇所（県庁納品）×200 枚	
卓上ミニのぼり	50 箇所×2 個 1 箇所（県庁納品）×200 個	50 箇所×2 個
法被	1 箇所（県庁納品）×50 着	—
腰幕	1 箇所（県庁納品）×50 枚	—
バックボード	1 箇所（県庁納品）×2 枚	—
紙袋	1 箇所（県庁納品）×7,000 個	—

ウ 条件及び留意事項

- (ア) 「ア. 制作物及び数量（想定）」に記載するPRツールの制作物及び仕様並びに数量は、発注者との協議により変更となる可能性がある。
- (イ) PRツール制作費はデザイン制作及び調整などの関連費用を全て含む。
- (ウ) 制作物は「イ. 配布先（想定）」により関係機関への送付を想定している。
なお、配布先及び数量は、発注者との協議により変更となる可能性がある。
- (エ) 配布先への送付に要する費用には、送料のほか梱包資材等の諸費用を含む。

(4) ロゴマークのPR

青森県産品の認知度向上及び新たなロゴマークの普及拡大に資するPRを企画及び実施する。内容は下記「イ. 条件及び留意事項」に配慮のうえ、発注者との協議により詳細を定める。

ア PR内容（想定）

種 類	内 容
テレビ	・CM用15秒映像制作（1種類） ・県内民放3局において1局あたり15秒CM50本以上放映
新聞	・掲載用原稿制作（1種類） ・県内3紙に1回掲載。広告枠は5段以上
SNS	・広告用素材制作（15秒動画1種類） ・YouTube、Facebook、Instagramにおいて、1媒体あたり最低1週間以上及び県内在住者を対象として広告
その他	・企画提案等により協議のうえ検討・実施 (県産品フェア等関連イベントにおけるPRなど)

イ 条件及び留意事項

- (ア) メインターゲットは、県民、県産品を製造・販売する県内事業者、県内でお土産を購入する消費者（外国人を含む。）とする。なお、この場合の県内事業者とは、青森県内に本社（本店）、又は、事業所（支店・営業所など）を開設し事業を行っている企業や個人事業主のことをいう。

- (イ) PRの実施期間は、ロゴマークデザイン発表後から令和9年3月末までの最適な期間を提案すること。ただし、「青の煌めき あおもり国スポ・障スポ」開催期間（10月10日～10月26日）を含むこと。なお、発注者との協議により変更となる可能性があること。
- (ウ) 新聞・テレビ・ラジオ等のメディア広告、雑誌広告、インターネット広告、SNS広告、交通広告、メディアリレーション等多様な広告媒体の活用が想定されるが、ターゲットに効果的に訴求できる手段を、目標値を示して具体的に提案すること。
- (エ) インターネット広告を用いる場合は「県産品情報サイト：青森のうまいものたち」と連動させること。また、SNS広告を用いる場合は「青森のうまいものたち」の関連SNS（Instagram、Facebook、X）と連動させること。
- (オ) PRの実施にあたり必要となる広告素材の制作費は本委託料に含まれるものとする。なお、発注者が所有する素材（写真等）は提供が可能であるため、適宜相談すること。

（5）成果品の納品

ア 納品形式及び納品方法

成果品	納品形式	納品方法
ロゴマーク	・ ai (Adobe Illustrator)	左記データをUSB納品
シンボルマーク	・ jpeg (高解像度) / gif/png (透可背景)	
ロゴタイプ	・ PDF	
マニュアル	PDF 及び Word 又は PowerPoint	
業務完了報告書	PDF 及び Word 又は PowerPoint	

イ 納品場所

青森県観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課

4 履行期限

令和9年3月31日（水）

5 その他

（1）著作権等に関する事項

- ・受注者の制作物に係る知的財産権に関して生じた問題について、発注者は一切の責任を負わない。
- ・成果品に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。ただし、本契約締結日現在、受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となっているものを除く。以下同じ。）は、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に受注者から発注者に譲渡され、発注者単独に帰属する。なお、受注者は、発注者が求める場合には、本項に定める著作権の譲渡証の作成など譲渡を

証する書面の作成に協力しなければならない。

- 本契約締結日現在、受注者、受注者以外の受託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が成果品に含まれている場合であっても、発注者は、成果品の利用のため、本契約期間中及び契約終了後においても、全ての成果品を発注者の著作物として使用し、改変し、また、第三者に使用及び改変させることができる。
- 受注者は、成果品に関して著作権者人格権を行使しないことに同意する。
また、受注者は、当該著作物の著作権が受注者以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 受注者は、成果品が、第三者の著作権、商標権その他諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、著作権や著作権者人格権に関して紛争等が生じた場合、これによって生じる一切の責任は、受注者が負うこととする。
- 受注者は、本仕様書に定める権利関係の帰属等に関する約定を遵守するため、必要な範囲で管理規程その他の社内規程を整備するとともに、再委託先にも整備させるよう努力するものとする。

(2) 本業務の実施にあたっての留意事項

- 受注者は、本業務の実施にあたり、第三者へ損害を及ぼす恐れがある場合は、受注者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には受注者の責任及び負担において賠償すること。
- 受注者は、業務の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 業務の実施にあたっては、発注者と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定するものとする。